

令和7年2月

お客様各位

預金口座の売買・譲渡は「犯罪」です！

昨今、インターネットやSNS等を通じて口座売買を持ち掛けられる事案が多発しております。

預金口座（通帳、キャッシュカードやインターネットバンキングのログインID・パスワード等）を売買、譲渡する行為は犯罪に該当し、「売る側」、「買う側」とともに罪に問われることになります。

口座の売買、譲渡の話を持ち掛けられても絶対に応じないでください。

口座の売買、譲渡や口座が不正に利用されていることが判明した場合は、お取引の停止または解約を行い、警察等関係当局へ通報します。

ご理解いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。